

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 1 日現在

機関番号：12201

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23580291

研究課題名(和文)近代日本農村における土地担保の展開と地主制に関する研究

研究課題名(英文)A Study on the Development of Land Collaterals and the Landlordism in Modern Japan

研究代表者

大栗 行昭(OHGURI, YUKITERU)

宇都宮大学・農学部・教授

研究者番号：50160461

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は明治期日本の土地担保の構造と展開を考察し、次のような成果を得た。明治期の土地担保には、書入、質入および所有権を移転する担保としての買戻しがあった。明治の初めに近世の質地請戻し慣行が転化して成立したのが買戻しの慣行である。書入、質入、買戻しは、この序列が債務を返済できない借主のたどる道筋であるという特徴をみせながら展開した。

研究成果の概要(英文)：This study discusses the structure and development of land collaterals in the Meiji Japan and determined the following:

Land collaterals in the Meiji era included land mortgages, pledges and the land repurchasing which is employed to regain possession of land offered as collateral. The practice of land pledging in the Edo era was changed to establish as the land repurchasing practice in the early Meiji era. Land mortgages, pledges and the land repurchasing developed with this order of which also became the route that borrowers who failed to repay their debt followed.

研究分野：農業経済学

キーワード：農業史

1. 研究開始当初の背景

明治前期には新しい土地担保制度が整備され、質入(質権)、書入(抵当権)、買戻しなどの新たな担保が登場する一方、質地請戻し慣行(質入・質流から何年たっても、元金を返済すれば元の持主が土地を取り戻せる)などの近世的な担保慣行も残っていた。

多様な担保が並存した中で、近世史家などには、近世的な担保慣行は明治10年代後半(松方デフレ期)まで残存したのち、近代的な土地所有関係に取って代わられたという有力な見方がある。また法史学には、質入・書入での流地処分を禁じる規定(流担保禁止規定)を回避するために「地券預入れ担保」という慣行が成立、これが地券制度廃止後に買戻し慣行になった、という説がある。さらに、地租改正後、土地担保の主役は質入から書入に移行したとされている。

以上のような学説の検討を含め、近代成立期に新旧の多様な担保がどのような関係で存在していたかが問われている。

2. 研究の目的

新しい土地担保、特に買戻しの慣行はどのようにして成立したのか。新旧の土地担保は互いにどのような関係をもち、その関係は資本主義の進展や農村をとりまく諸状況の変化とともにどう変化したのか。これらの担保は地主制の展開にどうかかわったのか。

本研究は、近世から近代に至る土地担保の構造と変化の過程を地主制の動向とかかわらせて考察することを目的とする。

3. 研究の方法

本研究は、各地に保存されている一次資料を利用して、土地担保の構造と変化の過程を考察する。

4. 研究成果

研究成果を、(1)明治前期における新旧担保の交代—質地請戻し慣行から買戻し慣行へ—、(2)書入の展開、(3)質入の展開、(4)買戻し慣行の展開、という順序で報告する。

(1) 明治前期における新旧担保の交代—質地請戻し慣行から買戻し慣行へ—

明治初年、地所永代売買禁止が解かれ、地所質入書入規則が公布された(土地売買・担保制度の成立)。これにより、近世以来の質地請戻し慣行は存立の根拠を失った。質地請戻し慣行は新たな質入(期間3年以内)に従うものとされ、以前のように流地売渡地を請け戻すようなことは、建前上できなくなった。

しかし、質入期間の延長や流地売渡地の取戻しを当然視する近世的な農民意識は消滅しなかった。転化すべき形態を探していた慣行にとって貴重な存在となったのが、買戻し

という担保である。質地請戻し慣行に基づいて流地売渡地を売主が取り戻す行為は、地所永代売買解禁後は形式上、買戻しという担保形態になった。これにより、従来同様の流地の取戻しや年季売(期間を限った売渡)、長い期間をかけた取戻し、所有権を金主に移すことによる高額借入・低金利などが期待できた。

質入・書入地が流地となり、この売渡地を買い戻すことは広くみられた。買戻しは、質入・書入という担保の再挙(質入・書入の流地を取り戻す)ないし質入・書入と択一的な担保(現金売買に買戻し約定を付ける)として成立したのである。その契約は証書によった。

買戻しの成立に関して、質入・書入の流地処分禁止により地券預入れ担保が登場し、後に買戻しに転じたという説がある。しかし、質入・書入の流地処分は行われ、買戻しの契約は証書によった。地券預入れ担保が買戻しに転じたという事実はない。

以上の を物語る事例を示す。取り上げるのは明治8年、福島県伊達郡伏黒村の佐藤運四郎が村内の松浦角次郎に対して行った2件の売渡に伴う買戻しの契約である(資料は伊達市伏黒・松浦角三郎家文書)。

A 流担保の買戻し

明治6年12月、佐藤は松浦に桑折村の田3反5畝15歩を書入し、141.75円を借用した。書入証書である「借用申金子証文ノ事」は、田を引当とする、2か年季内(8年12月まで)に元利揃えて請け返す、利息は毎月17両へ1分(年17.6%)を加える、履行しなければこの証文で流地とする、などと約束して、戸長公証を得た。

8年2月、佐藤は請返しを断念した。書入証の流地文言に加えて、地券を松浦に渡したことで、田の流地売渡が成立した。同時に佐藤は以下の「添証」を出した。

添証

一金五十八円二十五銭

右八桑折村ノ内字中島前田三反五畝十五歩本紙証文面ノ外前書ノ金員今般正二借用仕候、但シ年季ノ儀八当明治八年亥二月ヨリ同十年丑十二月三十一日限り相定年限無相違本紙証文金百四十一円七十五銭へ前書ノ金五十八円二十五銭合テ金二百円返済ノ上請戻シ可申候、然ル上八年季中貴殿方ニテ耕作致シ御貢税諸役共上納可被成候、若期限請戻シ兼候ハ地所相渡可申候也

第五区伏黒村 佐藤運四郎 印
明治八年亥二月 証人2名署名印 = 略
松浦角次郎殿

証書は本証文としての「借用申金子証文ノ事」(この書入証は債務不履行によって、そのまま売渡証となった)の付帯証で、58.25円の借用、10年12月における200円で「請戻シ」、年季中における松浦の耕作・納税などを約束する。この「請戻シ」は売渡地を取り戻すものであるから、買戻しである。この買戻しは、流れた非占有担保を所有権移転型担保の方法で取り戻そうとする、担保の再挙の性格をもつ。

B 年季売としての買戻し

桑折村の田を売り渡した翌月(8年3月)、佐藤は伏黒村の畑3反1畝27歩を277円で松浦に売り渡した。売渡証書である「畑売買証文ノ事」は、代金領収と地券引渡の完了、松浦の納租義務を確認し、戸長公証を得た。このとき、松浦は佐藤に次のような「約定証書」を渡した。

約定証書

畑の地番、面積、持主、地代金など=略
此買請金二百七十七円也
前書高反別ノ畑当明治八年亥三月ヨリ同十年丑二月丸二ヶ年季二相定年季売買二取極メ買請候処実正也、然ル処本売買ト致シ御券状一枚自分名前二書替受取申候、前文約定ノ年限来リ元金相済候ハ、早速御券状貴殿状貴殿名前二書替相渡シ可申候、若期限返金無之候ハ、則チ流地可仕候、為後証一同立会連印依テ如件
明治八年亥三月
第五区伏黒村 差出人松浦角次郎 印
立会人5名署名印=略
佐藤運四郎殿

証書は、松浦が畑を満2年季の「年季売買」契約で買い受けたことを認め、年季明け(10年2月)での元金返済による地券書換え、返金がない場合の流地化を約束する。佐藤が行うはずの元金返済は買戻しで、この約定は現金売渡としての年季売に付随した買戻約定といえる。

Aの買戻しは、書入流地として所有権が移転した土地を請け戻すものである。またBの買戻しは、近世に質と同一視されていた年季売が、本来の取戻特約付き売買として利用されたものである。したがって、松浦に対する佐藤の買戻約定は、近世の質地請戻し慣行が私的土地所有制度に早期に適応して成立したものと見える。

2事例は、買戻しが質書入の流地の取戻し、ないし年季売を目的とした土地担保として、土地売買・担保制度の成立直後から活用されたこと(上の論点)、質書入の流地処分は行われていたのであり、買戻しの契約は証書によったこと(論点)を実証するものである。

(2) 書入の展開

従来の研究では近世の田畑質、近代の質入が地主制の形成要因として専ら注目され、書入は非占有担保としての利便性から質入を上回って利用されたと指摘されるにすぎなかったが、次の事実が明らかになった。

同じ担保に対して書入で借用できる金額は質入の半額程度、期間も半分以下と短く、書入は軽便で弁済しやすい担保であった。

通説では、書入が弁済不能になった場合は書入地の競売代金をもって弁済すると理解されている。しかし、書入はしばしば質入に移行し、あるいは流地売渡になった。後者では買戻契約が付くこともあった。したがって書入→質入→売渡(→買戻)という土地担保金融の流れが存在した。

明治10年代後半には書入から質入・売渡への移行が激しかったが、20年代以降の書入は弁済される率が高まった。農民にとって書入は、松方デフレ期には資産・経営状況を悪化させる一因であったが、その後は金融の手段として活用されたとみられる。

(3) 質入の展開

同じ担保に対して質入で借用できる金額は書入の2倍程度、期間は一般に書入より長期(規則では最長3年、後の民法では10年)であった。このため、貨幣に欠乏した借主が書入より質入を選択して金銭を借用し、同時に直小作契約を結ぶこと、あるいは書入の元利を返済できなくなった借主が同一の担保を質入に改めることがみられた。

質入が返済不能になった場合、規則どおり競売代金をもって弁済されることは少なく、当事者合意の上で流地売渡とする処分が広く行われた。処分後に買戻契約が付くこともあった。

以上の事実は、(書入→)質入→売渡(→買戻)という土地担保金融の流れが存在したことを示す。

質入は、農民が貨幣欠乏に苦しんだ明治10年代に最も利用され、土地収奪の手段となった担保であった。20~30年代には、書入さらに無担保貸(信用貸)に地位を奪われ衰退した。

(4) 買戻慣行の展開

明治に成立した買戻慣行には、買主の徳義を頼んで成立したものと、買主の高利獲得を動機とするものがあつた。

前者は、流地売渡を余儀なくされた質入・

書入主，あるいは現金売渡を行った売主が，近世以来の家産相続観念（質地請戻し慣行の動機になっていた）から買主に救済を求め，徳義を頼んで成立した．主に農民系譜の地主層を買主とするこの種の買戻しは，明治 10 年代後半，流担保化の激化のもとで成立の可能性を高めた．しかし 20 年代以降，徳義・救済の意義が薄れ，買主（地主層）の私的土地所有意識が強まるにつれて衰退した．

一方，徳義とは関係なく，貸主が高利獲得のために売渡担保を利用するのが后者で，徳義に頼る買戻しの衰退後も，家産相続観念をもつ借主の資金需要に対応して命脈を保ったとみられる．

5．主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 5 件)

(1) 大栗行昭，明治期における地主の農村金融—担保の形態の視点から—，歴史と経済，査読有，第 228 号，2015，pp.1-17

(2) 大栗行昭，明治期西日本における土地買戻慣行の成立と展開，農業史研究，査読有，第 49 号，2015，pp.59-71

(3) 大栗行昭，明治期養蚕地域における土地買戻慣行—福島県伊達郡伏黒村を事例として—，2014 年度日本農業経済学会論文集，査読有，2014 年度，pp.90-95

(4) Yoichi Izumida, Yukiteru Ohguri, Three decades (1874-1905) of moneylending in rural Japan, Savings and Development, accepted in September 2014

(5) 大栗行昭，明治期における土地買戻慣行の成立と展開，歴史と経済，査読有，第 216 号，2012，pp.1-16

〔学会発表〕(計 1 件)

大栗行昭，明治期における土地買戻慣行の一考察—福島県伊達郡伏黒村を事例として—，日本農業経済学会 2014 年度大会 2014.3.30，神戸大学

6．研究組織

(1)研究代表者

大栗 行昭 (OHGURI YUKITERU)

宇都宮大学・農学部・教授

研究者番号：50160461